

新型コロナウイルス感染症の影響により 事業収入が減少した中小事業者等の 令和3年度分の固定資産税の軽減制度について

申告期限：令和3年2月1日（月）消印有効

（受付開始は、令和3年1月4日（月）からです。）

※申告期限までに提出されない場合、軽減措置を適用できません。

申告期間内にみやき町役場中原庁舎税務課固定資産評価担当まで郵送又はご持参ください。

【対象者・対象資産】

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置により、事業収入が一定程度減少（※1）した中小事業者等（※2）で令和3年2月1日（月）までに特例の申告をされた場合、事業用家屋及び償却資産に係る令和3年度分の固定資産税の課税標準を2分の1又はゼロとします。

※1 令和2年2月～10月までの間における任意の連続する3ヶ月の事業収入（売上）が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している方	2分の1
50%以上減少している方	ゼロ

※2 対象者となる法人・個人

・資本金または出資金の額が1億円以下の法人

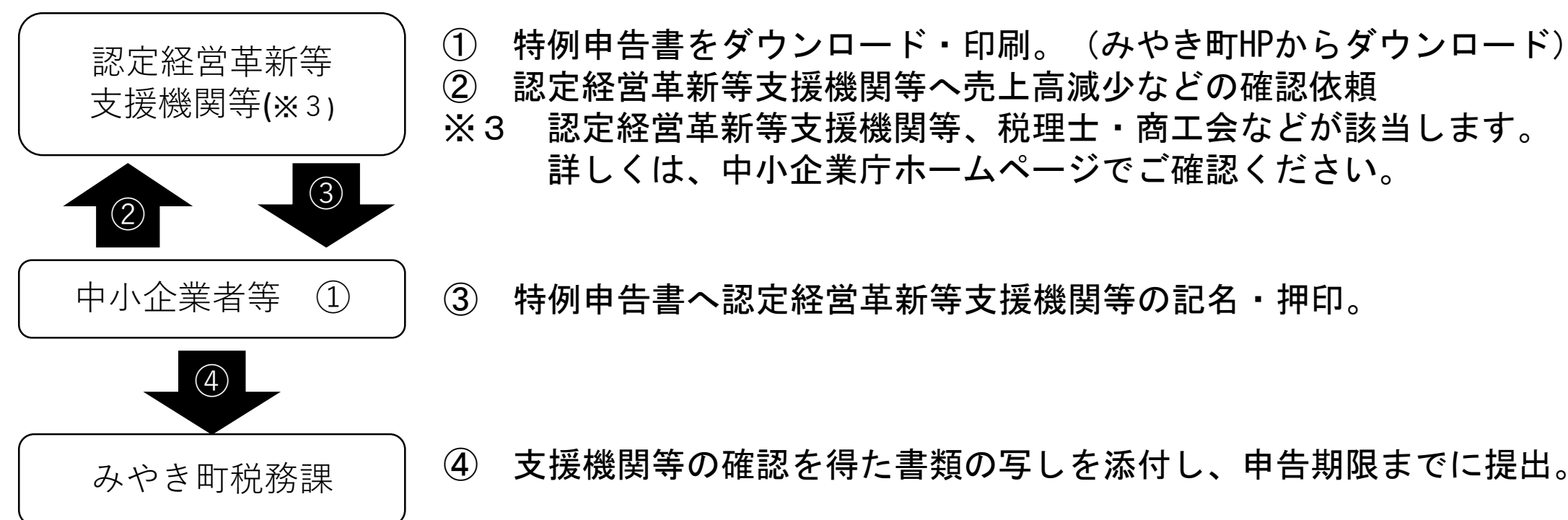
（ただし、同一の大規模法人から2分の1以上の出資を受ける法人、複数の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人を除く。）

・資本金または出資金を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が1000人以下の法人

・常時使用する従業員数が1000人以下の個人

（ただし、法人・個人とも性風俗関連特殊営業を営む者を除く。）

【申告方法】



【お問い合わせ窓口】

みやき町役場中原庁舎税務課
固定資産評価担当
電話：0942-94-5636

【特例申告書提出先】

〒849-0101
佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀1043

みやき町役場中原庁舎税務課
固定資産評価担当 行